

運行管理者指導講習手数料及び適性診断手数料助成金交付要綱

令和3年3月29日制 定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が、貨物自動車運送事業安全規則に基づく運行管理者の講習（以下「指導講習」という。）及び適性診断（以下「適性診断」という。）の手数料の助成について、必要な事項を定める。

(資格・要件)

第2条 会員が、兵ト協の指定する機関（以下「指定機関」という。）において、自社（兵庫県内の事業所）の運行管理者及び運行管理補助者に指導講習を受講させた手数料並びに自社（兵庫県内の事業所）で選任された運転者及び運転者として選任する従業員に適性診断を受診させた手数料を対象とする。

(指導講習及び適性診断)

第3条 助成の対象となる指導講習及び適性診断は、別に定める。

(指定機関)

第4条 指定機関は、別に定める。

2 前項の指定機関は、指導講習及び適性診断を実施する機関から申請があった場合、兵ト協が審査を行い指定する。

(助成額及び上限)

第5条 助成額は、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「事故対」という。）の定める手数料を基準とする。但し、指定機関の定める手数料が事故対の定める手数料を下まわる場合は、指定機関の定める手数料を助成額とする。

手数料の助成金の上限は、当該年度において各種1名1回限りとする。

(申請受付期間)

第6条 申請期間は、別に定める。但し、助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切る。

(指導講習及び適性診断の申込方法等)

第7条 会員は、指定機関の定める申込方法により申し込むものとする。

2 指定機関は、前項による申込が兵ト協の会員であることを兵ト協会員名簿等により確認するものとする。

(助成の交付)

第8条 前条申込による手数料は、指定機関が兵ト協に請求し兵ト協が指定機関に支払うものとする。但し、会員が指定機関に手数料を直接支払ったものは助成の対象とならない。

なお、本事業予算が上限に達したときは当該年度の事業を終了し、指定機関にその旨を通知する。

(協定)

第9条 本事業における手数料の請求及び支払いについては、兵ト協と指定機関が協定を締結し、定めるものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項については、その都度協議し対処する。

(附則)

本要綱は、令和3年4月1日より適用する。